

法人名：

公益財団法人 あきた移植医療協会

設立年月日

平成7年3月29日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 羽瀧友則	基本財産等	137,790千円	県出資等額及び比率	60,004千円	(43.5%)	所管部課名	健康福祉部保健・疾病対策課					
設立目的	臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。												
事業概要	(1)臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発、(2)臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発、(3)眼球提供者及び角膜移植希望者の登録、(4)眼球の摘出、保存及びあっせん、(5)組織適合性検査に係る費用の助成、(6)臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給、(7)医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成、(8)臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究等												
関連法令、県計画	臓器の移植に関する法律、秋田県医療保健福祉計画												
役員数 (R6.7.1現在)	理事		監事		評議員		計		職員数 (R6.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		3			3
		10		2		9		21		※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。			

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	健全化が必要	取組の方向性	・要経営改善 ・公益的事業の安定実施
目標	○経営の安定化に向けて、賛助会員を確保して会費収入の増を図るとともに、法人のあり方等について検討していく。 ○移植医療に関する啓発及び知識の普及について、継続して取り組んでいく。				
取組	○経営の安定化に向けて、賛助会員を確保する。 【目標】賛助会員の確保 各年度 170会員 ○臓器移植の普及啓発を図るため、賛同する企業・団体を「グリーンリボンサポーター」に認定し、自主的な普及啓発活動を促進・支援する。 【目標】グリーンサポーターの認定 各年度50団体				

3 財務

①正味財産増減計算書

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
経常収益	16,833	17,580
基本財産・特定資産運用益	685	674
受取会費・受取寄附金	1,766	2,688
受託事業収益	6,544	6,687
自主事業収益	450	
受取補助金・受取負担金	1,579	1,271
その他の収益	5,809	6,260
経常費用	17,042	17,286
事業費	13,652	13,688
管理費	3,390	3,598
人件費(事業費分含む)	12,514	13,204
当期経常増減額	△ 209	294
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	△ 209	294
当期指定正味財産増減額	△ 5,314	△ 5,812
当期正味財産増減額合計	△ 5,523	△ 5,518

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度
流動資産	3,808	4,322
固定資産	159,432	153,620
資産計	163,240	157,942
流動負債	265	485
短期借入金		
固定負債		
長期借入金		
負債計	265	485
指定正味財産	159,433	153,620
うち基本財産充当額	137,790	137,790
一般正味財産	3,542	3,837
うち基本財産充当額		
正味財産計	162,975	157,457
負債・正味財産計	163,240	157,942

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

③県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

<主な経営指標>

項 目	令和4年度	令和5年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	98.8%	101.7%	+2.9
流動比率 (流動資産÷流動負債)	1437.0%	891.1%	△545.8
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	99.8%	99.7%	△0.1
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
0	0	—

※中小企業退職協会制度に加入している。

法人名：

公益財団法人 あきた移植医療協会

I 自己評価		
1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況
【令和5年度実績】 ○賛助会員の確保：法人101会員（新規6、退会2）、個人78会員（新規8、退会2）、計179会員（前年度：169会員、目標：170会員） ○グリーンリボンサポーターの認定：新規13団体、計72団体（前年度：59団体、目標：50団体）		【令和5年度実績】 ○経常収益：17,580千円（前年度：16,833千円） ○経常費用：17,286千円（前年度：17,042千円） ○指定正味財産期末残高：153,620千円（前年度：159,433千円） ○一般正味財産期末残高：3,837千円（前年度：3,542千円）
【自己評価】 ○新規会員については、一定数を確保することが出来たが、7月の豪雨災害の影響に伴い、秋田市内を中心に会費未納者が例年より増え、金額的には1,401千円と前年度の1,450千円を下回る結果となった。 ○グリーンリボンサポーターについては、きめ細かな戸別訪問の実施により、一定の成果を上げたことから、引き続き丁寧な企業訪問とフォローアップを継続していく。	評価 A	【自己評価】 ○長引く低金利と国際情勢の不透明さから、この先の運用益には期待が持てず、寄付額も伸び悩む状態にあることから、指定正味財産を取り崩しながらの運営となっている。 ○これまでも様々な案を検討してきたが、安定した経営に向けての特効薬はなく、まずは手書き経理のシステム化をはじめ、管理業務の電算化等により、令和7年度以降の人員の削減に向けた試行錯誤を行っている。
II 所管課評価		
1 行動計画における目標及び取組の達成状況		2 経営状況
【所管課評価】 ○災害により会費未納者が一定数いたようだが、きめ細やかな対応により新規会員を獲得できており、目標の170会員を上回っていることから結果が出ている。 ○臓器移植に関する正しい知識の普及啓発を進めることにより、移植医療の推進を図り、県民の健康と福祉の向上に大きく寄与するものであり、公共的役割を十分に果たしている。		【所管課評価】 ○新規会員確保等の経営努力を行っているが、安定的ではないため経常収支のマイナスを特定資産で補填している状況である。 ○今後も収支均衡を図るとともに、引き続き会員確保の努力や令和7年度以降の人員削減に向けて検討を行っていく。
III 委員会評価		
総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント	
B	○行動計画の目標に関しては達成できている一方で、会費納入額が前年度を下回るほか、引き続き指定正味財産を取り崩しながらの運営となっていることから、経営状況の健全化に取り組む必要がある。	
【委員からの提言】		
○経営状況の健全化に当たっては、管理業務の電算化等による費用の削減のほか、寄附金収入などの収益の増加にも取り組む必要があると考える。 ○寄附金収入に関しては、協会の活動内容や当該寄附金が寄附金控除の対象になることを十分にPRするなど、協会の活動に賛同する個人からの寄附を積極的に募るような取組を期待する。		
委員会評価を踏まえた対応方針		
法人の対応方針		所管課の対応方針
○職員の減員で、経費削減は限界に達することから、全職員が危機意識を持った上で、賛助会員の拡大に向けた企業・団体訪問を行うことに加え、ダイレクトメールの送付等で賛同を呼びかけていく。 ○普及啓発活動のあらゆる機会を通じて、募金箱を設置し寄附を募っていく。		○経営状況の健全化に向け、今後の協会の体制について引き続き検討を行っていく。 ○賛助会員の拡大に向けて、所管課として臓器移植に関する普及啓発活動など可能な限り協力していく。

法人名（公財）あきた移植医療協会

①令和6年度計算書類等

法人所管課 保健・疾病対策課

公益財団法人あきた移植医療協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人あきた移植医療協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、臓器移植及び組織移植の推進を図るため、臓器及び組織の移植等に関する知識の普及啓発と臓器移植及び組織移植のための諸条件の整備、援助等を行い、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臓器移植及び組織移植に関する知識の普及啓発
- (2) 臓器及び組織の機能不全の予防に関する知識の普及啓発
- (3) 眼球提供者及び角膜移植希望者の登録
- (4) 眼球的摘出、保存及びあっせん
- (5) 組織適合性検査に係る費用の助成
- (6) 臓器及び組織提供者に対する敬弔費の支給
- (7) 医療機関等に対する臓器及び組織の摘出に係る費用の助成
- (8) 臓器移植及び組織移植を推進するための調査、研究
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、秋田県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の

3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

二 ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、2名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 この法人に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

4 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、

必要がある場合に随時開催する。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事長が指名する理事が議長の職務を代行する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、所定の賛助会費を納入する個人及び法人その他の団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 鎧隆千代、五十嵐潔、岩本孝一、大沼文哉、加藤哲郎、小玉喜久子、
羽渕友則、古谷隆一、吉富健志、吉本弘志
監事 井上 栄、斉藤俊高
- 4 この法人の最初の理事長は、加藤哲郎とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
阿部 徹、石井静枝、烏トキエ、佐藤 滋、高橋 豊、鳥海良寛、
松橋文昭、皆河崇志、村田純治、吉田萬里子
- 6 この法人の設立の登記の日において、この法人の賛助会員として登録されている個人又は法人は、同日においてこの定款第45条による賛助会員としての資格を取得したものとみなす。

附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成28年11月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（平成29年6月20日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、評議員会の決議の日（令和4年6月28日）から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財 産 の 種 別	金 額 等
投資有価証券等	137,790,000円

法人への出資団体等一覧

※対象法人: 県の出資比率25%以上法人

所管課(内線): 保健・疾病対策課 (1424)

法人名: 公益財団法人 あきた移植医療協会

(単位: 千円)

出資等団体数	91	資本金・基本財産合計額	137,790
--------	----	-------------	---------

(公益法人の場合)

県が法人の基本財産以外へ出えんしている場合、その金額と名称

名称	名称
無し	

(出資団体等一覧)

出資団体等名	出資団体等名
秋田県	秋田中央ライオンズクラブ
秋田市	湯沢秋田ライオンズクラブ
能代市	秋田県腎臓病患者連絡協議会
横手市	資生堂秋田支社
大館市	秋田酒類卸協同組合
男鹿市	秋田ゾンタクラブ
湯沢市	秋田県自動車販売店協会
鹿角市	秋田県老人クラブ連合会
由利本荘市	(社)秋田県薬剤師会
潟上市	共立医療電機秋田営業所
大仙市	秋田ライオンズクラブ
北秋田市	松経会 横手ライオンズクラブ
にかほ市	太平洋石油販売(株)秋田支店
仙北市	(社)秋田県医師会
小坂町	秋田県酒造組合
上小阿仁村	秋田県生命保険協会
藤里町	(株)大塚商店
三種町	秋田指月(株)
八峰町	湯沢TDK(株)
五城目町	(株)キャッツ電子設計
八郎潟町	(有)エレクトラ
井川町	(財)秋田県総合保健事業団
大潟村	(株)鮎川工業所
美郷町	(株)秋田サンリッツ
羽後町	(株)秋田新電元
東成瀬村	(株)太洋製作所

出資団体等名	出資団体等名
ジューキ電子工業(株)	象潟TDK(株)
ダンエレクトロニクス(株)	秋田テレビ(株)
(株)サンワ	(社)秋田県看護協会
(株)伊達電器製作所	アルファ・エレクトロニクス(株)
横浜電子工業(株)	秋田県婦人団体協議会
高尾工業(株)	ライオンズクラブ国際協会332-F地区
(株)東北フジクラ	(財)秋田厚生会
岩田光学工業(株)秋田工場	(株)秋田銀行
TDK(株)	国際ソロプチミスト秋田
ロード電子工業(株)	秋田県商工会議所連合会
(株)同和半導体	(株)北都銀行
ミタケ電子工業(株)	(社)秋田県歯科医師会
小坂通信工業	秋田県厚生連
福本製作所(株)秋田工場	
日本SMT(株)	
(株)秋田放送	
秋田魁新報社(株)	
大内TDK(株)	
秋田日野自動車(株)	
秋田電子(株)	
ニッポ電工(株)	
(株)エイビック	
秋田県医薬品卸組合	
山崎ダイガスト(株)秋田工場	
(株)辻兵	
横手精工(株)	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人あきた移植医療協会

時 点 : 令和6年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	理 事	浅野 雅彦	秋田県商工会議所連合会 事務局長
2	理 事	石塚 真人	秋田テレビ株式会社 代表 取締役社長
3	理 事	伊藤 和美	一般社団法人秋田県銀行 協会常務理事兼事務局長
4	理 事	岩瀬 剛	秋田大学大学院医学系研 究科 眼科学講座 教授
5	理 事	内山 博之	秋田県眼科医会 会長
6	理 事	小玉 喜久子	秋田県女性団体協議会 会 長
7	理 事	齋藤 満	秋田大学大学院医学系研 究科血液浄化療法部准教 授
8	理 事	佐藤 利秋	本荘鶴舞ライオンズクラ ブ 理事
9	理 事	羽瀧 友則	秋田大学大学院医学系研 究科長・医学部長
10	理 事	村越 正道	秋田県腎臓病患者連絡協 議会 会長
11	監 事	智田 邦英	公益財団法人 秋田県総合 保健事業団専務理事兼事 務局長
12	監 事	山岡 ふき子	公益社団法人 秋田県看護 協会 常務理事
13	評議員	阿部 徹	秋田県眼科医会(阿部眼科 医院院長)
14	評議員	佐々木 修	一般社団法人秋田県薬剤 師会 常務理事
15	評議員	須田 広悦	社会福祉法人秋田県社会 福祉協議会 常務理事
16	評議員	白川 秀子	公益社団法人秋田県看護 協会 会長
17	評議員	藤山 信弘	秋田大学医学部附属病院 臨床研究支援センター講 師
18	評議員	松橋 文昭	秋田県腎臓病患者連絡協 議会事務局長
19	評議員	三浦 英一	本荘鶴舞ライオンズクラ ブ 会長
20	評議員	宮内 美輝子	国際ソロプチミスト秋田 トレジャラー
21	評議員	柳澤 俊晴	大曲厚生医療センター 副院長
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和6年度事業計画

1. 基本方針

1997年(平成9年)に臓器移植法が施行され、脳死下での臓器移植が行えるようになったことに加え、2010年(平成22年)には法の改正により、家族の承諾により臓器提供が可能となった。それらを受け、提供件数が増加傾向となっていたが、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックとその長期化の影響もあり、眼球を除く臓器の提供件数は激減状態に陥った。

しかし、2022年に入ると社会や経済活動が再び動き出し、2023年5月8日からは新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となり、年間の臓器提供件数は過去最高の149件を記録した。

本県においては、これまで7件(脳死下1件、心停止後6件うち1件は2022年)の臓器提供があったものの、2023年は臓器に加え眼球の提供も1件もなく、極めて異例の状況となった。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、関係機関・団体と連携のもと、これまで以上に工夫を凝らした臓器及び角膜移植等に関する普及啓発と移植医療を取り巻く環境整備の支援等に努めることとする。

事業計画の案は、次のとおりである。

2. 普及啓発事業

(1) グリーンリボンキャンペーン in AKITA の開催

臓器移植に対する理解を深めるため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、県民を対象とした健康や移植医療等に関する市民公開講座を行う。

開催日：令和6年10月14日(祝日・スポーツの日)

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

(2) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療への意識啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、移植医療のシンボルカラーであるグリーンで建物等をライトアップし、普段とは違った景観を通じて、県民に移植医療を周知する。

実施建物等：ABS 本社&電波塔、ポートタワー・セリオン

(3) 街頭キャンペーンの実施

臓器移植に対する理解と普及啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」と「眼の愛護月間」に合わせて、県腎臓病患者連絡協議会やライオンズクラブ等との共催で、一般通行人を対象に、国内臓器移植の現状紹介や意思表示についての資材等の配布を行う。

また、10月以外にも秋田駅ばぼろードで街頭PRを実施する。(4, 7, 1月)

(4) 新聞への広告掲載

「臓器移植普及推進月間」に開催する市民公開講座やライトアップ等の告知に加え、健康保険証等での意思表示についての周知を図るため、秋田魁新聞の「さきがけ情報プラザ」に広告を掲載する。

(5) デジタルサイネージによる普及啓発

「臓器移植普及推進月間」に開催するイベントの告知や意思表示を推進するため、公共施設等に設置されているデジタルサイネージを活用したPRを行う。

(6) 種苗交換会・普及推進キャンペーンの実施

移植医療の周知や県民の意識等を調査するため、県内有数の大規模イベントである種苗交換会において、ブースを設けて移植医療についての資料を展示・配布するとともに、来訪者に対しアンケートを実施する。

開催日：11月1～5日

会場：鹿角市（会場未定）

(7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、県腎臓病患者連絡協議会と共催で「腎臓病を考える集い」を開催する。

(8) 「いのちを考える学習会」の開催

児童・生徒等に移植医療を知ってもらうため、学校等からの依頼に応じて「いのちを考える学習会」を開催し、講話を通して命の大切さを伝える。

(9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「幸せの黄色いレシートキャンペーン」※の応援登録団体への登録。

※毎月11日（イオンデー）に、投函されたレシート金額の1%が団体に贈呈される。

(10) グリーンリボンサポーター事業の実施

移植医療の普及啓発を、企業や団体単位で進めるため、企業等に働きかけ当該趣旨に賛同いただいた企業等を「グリーンリボンサポーター」と認定し、各種啓発資材等を供与するとともに、それらを活用した自主的な活動を支援する。

3. 相談・助言に関する事業

県民を対象に、角膜移植を含め移植医療全般についての疑問・質問・相談等に対し、電話やメール、面談等により対応することに加え、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じる。

4. 臓器移植環境整備事業

(1) 院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会の開催

臓器移植の知識習得や、具体的な事例を想定した症例検討、病院間の情報交換を図るため、重要な役どころであり、その連携が求められる「院内臓器移植コーディネーター」と「医療ソーシャルワーカー」を対象に、合同の研修会を開催する。

(2) 移植医療推進委員会の開催

県内移植医療の推進を図るため、移植医療関係者による「移植医療推進委員会」を設置し、普及啓発や院内体制整備等の様々な課題について、それぞれの立場からの示唆や提言・議論を行う。

(3) 脳死下臓器提供に係る関連団体連絡会議の開催

脳死下臓器提供事例が発生した場合に、混乱なく本人・家族の意思に沿った提供ができる体制の確認と情報の共有を図るため、関連団体の連絡会議を開催する。

(4) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示を推進するため、協力を得た医療機関に限定し、全ての入院患者に意思表示啓発資料を配付する。

(5) 病状説明支援事業の実施

人生の最終段階（旧：終末期）となった患者の家族を対象に、患者の希望を尊重したうえで家族も納得のいく最後となるよう、現在の病状説明や今後取りうる対応等をまとめたリーフレットを配布する。（希望医療機関のみ）

(6) 院内体制整備への支援

院内コーディネーターを設置している医療機関を対象に、それぞれの医療機関が抱える課題や疑問等に対応するため、当協会の臓器移植コーディネーターが訪問し、国内の動向や課題解決に向けた情報の提供・収集・意見交換等を行うとともに、院内での研修会・学習会へ講師を派遣する。

また、臓器提供に係る「院内マニュアル」の作成や「脳死下臓器提供シミュレーション」の実施などに係る国庫補助事業（実施主体：日本臓器移植ネットワーク）を申請しようとする（申請した）医療機関に対し、様々なアドバイスや支援を行う。

(7) 透析施設への情報提供

移植医療に関わる経費負担等を軽減するために、当協会が実施している「組織適合（HLA）検査費用助成金」事業についての周知をはじめ、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成、送付する。

(8) 臓器提供への対応

臓器提供事案を円滑に進めるため、臓器提供に関する家族への説明や、提供から移植までの手続、提供施設から移植施設までの臓器搬送、提供後の家族ケアなど、ドナーとその家族への対応を 24 時間体制で実施する。

5. 眼球あっせん等に関する事業

(1) 眼球提供者等の登録

献眼登録者の増加を図るため、市町村やキャンペーン等を通じてパンフレットを配付し献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行を行う。また、移植希望者についても登録を行う。

(2) 角膜、強膜のあっせん

提供を受ける眼球の摘出及び移植を希望する患者への角膜等のあっせんを行う。

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、登録者を対象に、献眼に関する資料と協会だよりなどを配布する。

6. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

当協会の取組等を周知するため「あきた移植医療協会だより」を作成し、行政や公共施設、医療機関、賛助会員等へ配布する。

(2) 協会ホームページの運営

協会の各種事業の告知や実施報告に加え、国内の移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努める。

7. 助成事業

臓器提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施する。

- ・ 敬弔金（臓器提供遺族） 1 万円
- ・ 組織適合（HLA）検査費用助成金（移植希望登録者） 上限 2 万円
- ・ 臓器提供費用助成金（臓器摘出等医療機関） 5 万円

8. 調査・研究事業

(1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施する。

(2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術の習得等に努める。

9. 法人運営

(1) 理事会・評議員会の開催

定款の定めるところにより、定時理事会及び評議員会を開催するほか、必要に応じ随時開催する。

理 事 会 令和6年5月、令和7年3月

評議員会 令和6年6月

(2) 監査会の開催

公益財団法人としての運営の状況を監事に確認していただくため、監査会を開催する。

監査会 令和6年4月

(3) 事務の適正な処理

四半期及び決算期等において、顧問税理士による経理事務の執行状況等に関する確認・指導を受け、事務の適正な処理に努める。

(4) 財政基盤の強化への取組

財政基盤の強化のため、引き続き賛助会員の拡大等に取り組む。

令和6年度 収支予算書(損益計算方式)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	459,000	670,000	△ 211,000	利付国債利息、定期預金利息、償却差益
基本財産受取利息等	459,000	670,000	△ 211,000	
② 特定資産運用益	1,000	0	1,000	定期預金利息
特定資産受取利息	1,000	0	1,000	
③ 受取会費	1,560,000	1,392,000	168,000	団体:1口5,000円×210口
賛助会員会費	1,560,000	1,392,000	168,000	個人:1口3,000円×170口
④ 事業収益	600,000	0	600,000	角膜 @150,000円×4眼(2人)
あっせん手数料	600,000	0	600,000	
⑤ 受取補助金等	8,322,000	7,847,000	475,000	
県受託金	6,897,000	6,687,000	210,000	Co.設置事業委託、普及啓発事業委託
日本臓器移植ネットワーク等交付金	1,425,000	1,160,000	265,000	都道府県支援事業助成金等
秋田大学受託金	0	0	0	
⑥ 受取寄付金	310,000	1,286,000	△ 976,000	
一般寄付金	310,000	1,286,000	△ 976,000	県眼科医会、黄色いレシート 等
⑦ 基本財産取崩振替額	0	0	0	
基本財産取崩振替額	0	0	0	
⑧ 特定資産取崩振替額	6,000,000	6,000,000	0	移植医療推進積立資産 R6年度取崩分 6,000,000円
特定資産取崩振替額	6,000,000	6,000,000	0	
⑨ 特定資産振替額	261,000	261,000	0	アイバンク用医療機器等減価償却費
特定資産振替額	261,000	261,000	0	
⑩ 雑収益	0	0	0	
経常収益計	17,513,000	17,456,000	57,000	
(2) 経常費用				
① 事業費	14,683,000	13,588,000	1,095,000	
給料手当	9,008,000	8,820,000	188,000	臓器移植Co.100% アイバンクCo.90% 事務局長 50%
退職給付費用	192,000	168,000	24,000	臓器移植Co.
福利厚生費	1,470,000	1,352,000	118,000	臓器移植Co.100% アイバンクCo.90% 事務局長 50%
会議費	0	8,000	△ 8,000	
旅費交通費	709,000	462,000	247,000	Co.活動費、普及啓発活動費 等
通信運搬費	430,000	441,000	△ 11,000	電話料80%、切手50%
減価償却費	261,000	261,000	0	アイバンク固定資産が免税点以下
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	381,000	388,000	△ 7,000	普及啓発用資料 100%、事務用消耗品 80%
印刷製本費	463,000	585,000	△ 122,000	普及啓発用ポスター、リーフレット等作成
賃借料	852,000	291,000	561,000	複写機リース 80%、献眼時タクシー借上 会場使用料
諸謝金	240,000	130,000	110,000	研修会・キャンペーン講師、眼球摘出等協力医
支払負担金	116,000	129,000	△ 13,000	事務局入居費用、学会等参加費
租税公課	0	11,000	△ 11,000	印紙代、固定資産税
保険料	45,000	44,000	1,000	献眼時の傷害保険料
支払助成金	140,000	100,000	40,000	敬弔金、組織適合検査費用、臓器摘出費用
委託費	362,000	383,000	△ 21,000	アイバンク医療検査機器管理、血清検査 等
雑費	14,000	15,000	△ 1,000	振込手数料他
② 管理費	3,684,000	3,574,000	110,000	
役員報酬	131,000	119,000	12,000	役員、評議員等報酬
給料手当	2,385,000	2,381,000	4,000	事務局長 50%、アイバンクCo.10%
福利厚生費	404,000	383,000	21,000	事務局長 50%、アイバンクCo.10%
会議費	1,000	1,000	0	理事会、評議員会、監査 茶集代
旅費交通費	10,000	0	10,000	役員等費用弁償、職員旅費
通信運搬費	89,000	88,000	1,000	電話料20%、切手50%
消耗什器備品費	0	0	0	
消耗品費	25,000	55,000	△ 30,000	事務用消耗品 20%
印刷製本費	14,000	11,000	3,000	寄付金感謝状
賃借料	164,000	70,000	94,000	理事会等の会場使用料、複写機リース 20%
諸謝金	110,000	110,000	0	顧問税理士会計指導
支払負担金	299,000	304,000	△ 5,000	入居費用50%、日本臓器移植ネットワーク負担金等
委託費	0	0	0	
雑費	52,000	52,000	0	振込手数料他
経常費用計	18,367,000	17,162,000	1,205,000	
当期経常増減額	△ 854,000	294,000	△ 1,148,000	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
特定資産取崩振替額	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却費	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 854,000	294,000	△ 1,148,000	
一般正味財産期首残高	3,836,326	3,542,326	294,000	
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0	
一般正味財産期末残高	2,982,326	3,836,326	△ 854,000	
II 指定正味財産増減の部				
受取寄付金	480,000	480,437	△ 437	○「受取寄付金 480,437円」の内訳
固定資産除却損	0	0	0	・ライオンズクラブ「光の箱」募金 450,000円
一般正味財産への振替額	6,291,000	6,292,742	△ 1,742	☺ 指定正味財産(機器等購入積立資産)へ
当期指定正味財産増減額	△ 5,811,000	△ 5,812,305	1,305	・黄色いレシートキャンペーン 30,000円
指定正味財産期首残高	153,620,431	159,432,736	△ 5,812,305	☺ 一般正味財産へ
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0	・アイバンク医療機器減価償却額 △261,000円
指定正味財産期末残高	147,809,431	153,620,431	△ 5,811,000	☺ 一般正味財産へ
III 正味財産期末残高	150,791,757	157,456,757	△ 6,665,000	・ライオンズクラブ「光の箱」募金 450,000円
				☺ 指定正味財産(機器等購入積立資産)へ

注) 前年度予算額には、当初予算額ではなく、本理事会提出の補正予算案による補正後の額を計上している。

法人名（公財）あきた移植医療協会

②令和5年度計算書類等

法人所管課 保健・疾病対策課

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金 秋田銀行県庁支店	運転資金として	4,140,074
		定期預金 秋田銀行県庁支店	償却差益等として	167,912
	前払金		会場使用料として	13,610
流動資産合計				4,321,596
(固定資産)	基本財産	定期預金 秋田銀行県庁支店	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	38,272,642
		投資有価証券	公益目的保有財産であり、運用益を事業の財源として使用している	38,595,166
		179回利付国債 180回利付国債 368回利付国債		23,219,208 37,702,984
	特定資産	医療機器購入積立資産	アイバンク事業の積立資産であり、医療機器取得資金として管理されている預金	4,449,694
		移植医療推進積立資産	普及啓発事業の積立資産であり、移植医療推進資金として管理されている預金	10,000,000
	その他固定資産	医療器械	公益目的保有財産であり、角膜の検査機器等として使用している	909,677
		什器備品	公益目的保有財産であり、眼球提供希望者登録用機器として使用している	115,290
	無形固定資産	ソフトウェア	公益目的保有財産であり、献眼情報登録システム用ソフトウェアとして使用している	355,770
固定資産合計				153,620,431
資産合計				157,942,027
(流動負債)	未払金		社会保険料の未払いほか	221,199
	預り金		社会保険料の預かり金ほか	263,551
流動負債合計				484,750
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				484,750
正味財産				157,457,277

I 令和5年度事業の実施状況

1. 概要

1997年(平成9年)に臓器移植法が施行され、脳死下での臓器移植が行えるようになった。その後、2010年(平成22年)には改正臓器移植法が施行され、本人の意思が不明な場合であっても、家族の承諾により脳死下での臓器提供が可能となり、提供件数が増加傾向となっていたが、2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックと、その長期化の影響もあって、眼球を除く臓器の提供件数は激減状態が続いた。

しかし、2022年に入るとウイズコロナも定着し、社会や経済活動が再び動き出したことで、臓器提供件数もコロナ禍前に匹敵する状況までに回復してきた。

本県において2022年(令和4年)は、心停止後臓器提供が6年振りに1件発生したほか、県外からの提供が1件、加えて角膜提供が3件あったものの、依然提供件数の少ない状況が続いている。

このため、移植医療の推進を担う県内唯一の公益法人として、社会情勢に留意するとともに、新型コロナウイルス感染症から得た教訓も活用し、関係機関・団体と連携のもと、コロナ禍以前にも増して臓器及び角膜移植等に関する普及啓発と移植医療を取り巻く環境整備、支援等に努めるべく各種事業を実施した。

令和5年度事業の実施状況は、次のとおりである。

2. 普及啓発事業

(1) グリーンリボンキャンペーン in AKITA の開催

臓器移植に対する理解を深めるため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、県民を対象とした健康や移植医療等に関する市民公開講座を行った。

開催日：10月9日(祝日・スポーツの日)

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

内容：「健康長寿法&移植医療の現状」、講師：鈴木裕之(すずきクリニック院長)

参加者：125人

(2) グリーンリボンライトアップ事業の実施

移植医療への意識啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」に合わせて、移植医療のシンボルカラーであるグリーンで建物等をライトアップし、普段とは違った景観を通じて、県民に移植医療を周知した。

実施場所：①ABS 本社&電波塔 10月13～16日、17:00～22:00

②ポートタワー・セリオン 10月 1～16日、16:30～22:00

(3) 街頭キャンペーンの実施

臓器移植に対する理解と普及啓発を図るため「臓器移植普及推進月間」と「眼の愛護デー」に合わせて、県腎臓病患者連絡協議会やライオンズクラブ等との共催で、一般通

行人を対象に、意思表示についての啓発資材（ポケットティッシュ）の配布を行った。

日 時：１０月１日（日）９：３０～１１：００

場 所：秋田駅東西連絡自由通路（ぽぽろード）

配布数：１，５００個

(4) 新聞への広告掲載

「臓器移植普及推進月間」に開催する市民公開講座やライトアップ等の行事の告知に加え、健康保険証等での意思表示についての周知を図るため、秋田魁新聞の「さきがけ情報プラザ」に広告を掲載した。

掲載日：１０月３日（火）

(5) デジタルサイネージによる普及啓発

「臓器移植普及推進月間」に開催するイベント等を告知するため、公共施設等に設置されているデジタルサイネージを活用したPRを行った。

実施箇所：県鹿角振興局 玄関、１０月１～１４日まで

(6) 種苗交換会・普及推進キャンペーンの実施

移植医療の周知や県民の意識等を調査するため、県内有数の大規模イベントである種苗交換会において、ブースを設けて移植医療についての資料を展示・配布するとともに、来訪者に対しアンケートを実施した。

開催日：１１月２～６日

会 場：潟上市天王総合体育館前 特設ブース

結 果：回答数５７９、有効数５２２、有効回答率９０％

(7) 臓器不全の予防に関する普及啓発事業の実施

腎臓病に対する知識の普及と臓器移植に対する理解を深めるため、県腎臓病患者連絡協議会と共催で「腎臓病を考える集い」を開催した。

日 時：１２月１７日（日）１４：００～１５：３０

会 場：青少年交流センター「ユースパル」

内 容：講演「慢性腎臓病の予防と対策」、講師：仙北市西明寺診療所長 市川晋一
参加者：３２名

(8) 「いのちを考える学習会」の開催

児童・生徒等に移植医療を知ってもらうため、学校等からの依頼に応じて「いのちを考える学習会」を開催し、講話を通して命の大切さを伝えた。

①小坂高校（全学年）：６月 ７日、 ５３名参加

②飯島小学校（６年生）：８月２９日、 ６４名参加

③西目高校（１年生）：８月３０日、 １１７名参加

④秋田北高校（医療系進学希望者）：９月１３日、 ３５名参加

- ⑤平成高校（医療系進学希望者）： 9月19日、 12名参加
⑥山王中学校（全学年）： 10月26日、 537名参加
⑦湯沢翔北高校（全学年）： 12月 7日、 34名参加

(9) イオングループの支援対象団体への登録

イオングループが、社会貢献活動として実施している「幸せの黄色いレシートキャンペーン」*の応援登録団体への登録を行い、投函されたレシート金額の1%(¥32,600円)を当協会が受け取った。

(10) グリーンリボンサポーター事業の実施

移植医療の普及啓発を、企業や団体単位で進めるため、企業等に働きかけ当該趣旨に賛同いただいた企業等を「グリーンリボンサポーター」と認定し、各種啓発資材等を提供するとともに、それらを活用した自主的な活動を支援した。

新規加入：13団体（累計72団体）

3. 相談・助言に関する事業

県民を対象に、角膜移植を含め移植医療全般についての疑問・質問・相談等に対し、電話やメール等により対応することに加え、医療関係者からの移植医療制度や具体的な手続等の相談に応じた。

実績：47件

4. 臓器移植環境整備事業

(1) 院内臓器移植コーディネーター・医療ソーシャルワーカー合同研修会の開催

臓器移植の知識習得や、具体的な事例を想定した症例検討、病院間の情報交換を図るため、重要な役どころであり、その連携が求められる「院内臓器移植コーディネーター」と「医療ソーシャルワーカー」を対象に、合同の研修会を開催した。

開催日：11月10日（金）14:00～15:30

会場：「アルヴェ」多目的ホールA

内容：講演①「医師として携わった臓器提供の現場から」

講師：（地独）佐世保市総合医療センター センター長 平尾朋仁

講演②「長崎県の移植医療の現状と取り組み」

講師：長崎県臓器移植 Co 竹田昭子

参加者：41人

(2) 移植医療推進委員会の開催

県内移植医療の推進を図るため、移植医療関係者による「移植医療推進委員会」を設置し、普及啓発や院内体制整備等の様々な課題について、それぞれの立場からの示唆や提言・議論を行った。

議 題：「令和5年度の取組みと次年度事業について」

日 時：令和6年1月12日（金）、17:00～18:00

出席者：10名 ※全委員13名

(3) 脳死下臓器提供に係る関連団体連絡会議の開催

脳死下臓器提供事例が発生した場合に、混乱なく本人・家族の意思に沿った臓器提供ができる体制の確認と情報の共有を図るため、関連団体の連絡会議を開催した。

日 時：令和5年8月22日（火）、14:00～16:00

会 場：アルヴェ 2階多目的ホールA

議 題：①臓器提供の現状 ②臓器搬送 ③虐待対応
④検視対応 ⑤転院搬送他

出席者：36名

(4) 入院患者に対する意思表示啓発資料の配付

移植医療への理解と臓器提供に関する意思表示を推進するため、協力を得た医療機関に限定し、全ての入院患者に意思表示啓発資料を配付した。

実 績：16病院（27,700配布）

(5) 病状説明支援事業の実施

人生の最終段階（旧：終末期）となった患者の家族を対象に、患者の希望を尊重したうえで家族も納得のいく最後となるよう、現在の病状説明や今後取りうる対応等をまとめたリーフレットを配布した。（希望医療機関のみ）

実 績：3病院

(6) 臓器提供に関する情報冊子の作成

医療従事者等から患者への情報提供を支援するため、臓器提供に関する情報を掲載したリーフレットを改定し、医療機関へ配布した。

実 績：26救急告知医療機関（各100部）

(7) 院内体制整備事業への支援

医療機関における移植医療環境整備のため、臓器提供に係る「院内マニュアルの作成」や「院内研修会」、提供に係る「シミュレーションの実施」などに要する費用を助成する国庫補助事業（実施主体：日本臓器移植ネットワーク）を申請しようとする（申請した）医療機関に対し、様々なアドバイスや支援を行った。

実 績：2医療機関（秋田大学附属病院、中通総合病院）

(8) 病院の臓器提供マニュアル作成・改訂への協力

医療機関における臓器提供の円滑化を図るため、日本臓器移植ネットワークと協力し、

各病院の臓器提供マニュアルの作成や改訂への支援を行った。

実績：5 医療機関（全 15 病院）

(9) 院内臓器移植コーディネーター設置病院の訪問等

それぞれの医療機関が抱える課題や疑問等に対応するため、当協会の臓器移植コーディネーターが院内臓器移植コーディネーター設置病院等を訪問し、国内の動向や課題解決に向けた情報の提供・収集・意見交換等を行った。

実績：5 医療機関（全 15 病院）

(10) 透析施設への情報提供

移植医療に関わる経費負担等を軽減するために、当協会が実施している助成事業等についての周知をはじめ、慢性腎不全の治療法に関する資料を作成し、県内の全ての透析施設へ送付した。

(11) 臓器提供への対応

臓器提供事案を円滑に進めるため、臓器提供に関する家族への説明や、提供から移植までの手続、提供施設から移植施設までの臓器搬送、提供後の家族ケアなど、ドナーとその家族への対応を 24 時間体制で実施した。

実績：5 件（家族対応 1、隣県支援 1、講師依頼 3）

5. 眼球あっせん等に関する事業

(1) 眼球提供者等の登録

献眼登録者の増加を図るため、キャンペーン等を通じてパンフレットを配付し献眼登録を呼びかけるとともに、登録希望者の受付、登録、登録カードの発行を行った。また、移植希望者についても登録を行った。

新規登録実績：①献眼・7 名、②移植希望者登録・2 名（待機者 11 名）

(2) 角膜、強膜のあっせん ※実績：ゼロ

(3) 献眼登録者に対するフォローアップの実施

献眼登録者の尊い意思が献眼に確実に結びつくようにするため、登録者を対象に、献眼に関する資料や協会だより、冷蔵庫マグネットなどを送付した。

6. 情報提供事業

(1) 機関紙の発行

当協会の取組等を周知するため「あきた移植医療協会だより」を作成し、行政や公共施設、医療機関、賛助会員等へ配布した。

(2) 協会ホームページの運営

ホームページをスマートフォン対応とし、国内の移植医療に関する情報を県民に提供し、移植医療の理解の促進に努めた。

7. 助成事業

臓器提供遺族に対する敬弔金の支給や組織適合（HLA）検査に対する助成、臓器摘出費用助成事業等を実施した。

実績：組織適合（HLA）検査助成金・6件

8. 調査・研究事業

(1) アンケート調査の実施

県民の移植医療に対する意識を把握し、普及啓発活動の参考にするため、キャンペーン等を通じて「移植医療について」のアンケート調査を実施した。

(2) 情報収集

日本臓器移植ネットワークや日本アイバンク等が開催する各種会議、研修会並びに移植関連学会に参加し、情報収集するとともに、コーディネート技術等の習得等に努めた。

II 令和5年度法人運営

1. 理事会の開催

(1) 第1回理事会

開催日時：令和5年5月22日（月）、17:00～18:00

開催方法：Zoom ミーティングを活用した Web 会議

決議事項：①令和4年度事業報告及び決算の承認

②令和5年度第1回評議員会の日程等

出席者等：決議に必要な出席理事の数6名、出席9名、欠席1名

監事出席2名

(2) 第2回理事会

期 日：令和5年6月7日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①令和5年度第1回評議員会の開催時間の変更

②決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、理事10名全員による同意の意思表示及び監事2名全員から書面による異議がないことの意味表示を得たことから、理事会の決議があったものとみなされた。

(3)第3回理事会

期 日：令和5年6月12日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①令和5年度第1回評議員会の開催方法の変更

②決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、理事10名全員による同意の意思表示及び監事2名全員から書面による異議がないことの意味表示を得たことから、理事会の決議があったものとみなされた。

(4)第4回理事会

期 日：令和5年6月22日(木)、17:00～17:30

開催方法：Zoom ミーティングを活用した Web 会議

決議事項：代表理事（理事長）及び副理事長の選定

報告事項：職務の執行状況

出席等：決議に必要な出席理事の数6名、出席10名、欠席0名
監事出席2名

(5)第5回理事会

期 日：令和5年7月25日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①令和5年度第2回評議員会の日程等

②決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、理事10名全員による同意の意思表示及び監事2名全員から書面による異議がないことの意味表示を得たことから、理事会の決議があったものとみなされた。

(6)第6回理事会

開催日時：令和6年3月5日（火）、17:00～18:00

開催方法：Zoom ミーティングを活用した Web 会議

決議事項：①令和5年度収支補正予算案の承認

②令和6年度事業計画案及び収支予算案の承認

③特定資産の一部処分の承認

報告事項：職務の執行状況

出席者等：決議に必要な出席理事の数6名、出席9名、欠席1名
監事出席2名

2 評議員会の開催

(1)第1回評議員会

期 日：令和５年６月２２日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①令和４年度事業報告及び決算の承認

②任期満了に伴う役員の選定

③決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、評議員１０名全員による同意の意思表示を得たことから、
評議員会の決議があったものとみなされた。

(2) 第２回評議員会

期 日：令和５年８月８日

開催方法：決議の省略による方法

決議事項：①評議員の辞任に伴う補欠評議員の選任

②決議があったとみなされる日

出席等：提案書に対し、評議員１０名全員による同意の意思表示を得たことから、
評議員会の決議があったものとみなされた。

3 監査会の開催

期 日：令和５年４月２７日（木）、13:30～14:30

開催場所：秋田県総合保健センター 第３研修室

内 容：令和４年度事業及び決算の監査

出席等：監事出席２名

4 登記事項

令和５年７月４日登記

- ・浅野雅彦理事、石塚真人理事、伊藤和美理事、岩瀬剛理事、内山博之理事、
小玉喜久子理事、齋藤満理事、佐藤利秋理事、羽渕友則理事、
智田邦英監事及び山岡ふき子監事の任期満了に伴う重任（６月２２日）
- ・畠山和明理事の任期満了に伴う退任（６月２２日）
- ・村越正道理事の就任（６月２２日）
- ・羽渕友則代表理事の任期満了に伴う重任（６月２２日）

令和５年８月８日登記

- ・佐藤寿美評議員の辞任（６月１６日）
- ・須田広悦評議員の就任（８月８日）

5 届出・報告事項（届出・報告先 秋田県）

令和５年６月２６日

- ・令和４年度事業報告書等の提出

令和５年８月２２日

・役員等の変更届の提出

令和6年3月12日

・令和6年度事業計画書等の提出

臓器移植コーディネーター、アイバンクコーディネーター活動報告書

項 目	実 績	内 容
1. 普及啓発事業		
(1) イベント開催	5 回	・街頭キャンペーン②、グリーンリボンキャンペーン、グリーンリボンライトアップ、種苗交換会
(2) 講師依頼	9 件	・いのちを考える学習会⑦、秋田県警察学校、秋田ケーブルテレビ
(3) 啓発資材配布	272 ヵ所	・県市町村、医療機関、グリーンリボンサポーター等 啓発資材配布部数：約 45,200 部
2. 相談・助言に関する事業		
(1) 臓器提供・移植関係	29 件	・移植医療に関する相談対応
(2) 献眼関係	18 件	・献眼登録等に関する相談
3. 臓器移植環境整備事業		
(1) 研修会・会議の開催	3 件	・院内臓器移植 Co 研修会、移植医療推進委員会、脳死下に係る関係団体連絡会議
(2) 院内 Co 設置病院等訪問	93 回	・秋田大学病院、秋田赤十字病院、中通総合病院等
(3) 透析施設資料配付等	43 件	・HLA 検査一部助成事業等に関する資料配付
(4) 臓器提供の情報	2 件	・臓器提供の可能性があった情報（内 1 件家族へ説明）
(5) 他都道府県支援	1 件	・脳死下臓器提供におけるあっせん支援
(6) 提供者家族支援	1 件	・移植を受けられた方々の報告等
4. 眼球あっせん等に関する事業		
(1) 眼球提供者等の登録	7 件	・アイバンク登録証、アイバンクカードの作成等
(2) 角膜、強膜のあっせん	0 件	
(3) 病院訪問	32 件	・アイバンク医療機器等の確認
(4) 献眼対応	0 件	
5. 情報提供事業		・協会 HP 運営、協会だより発行、秋田市広報掲載
6. 調査研究事業		
(1) 会議、研修会、学会等	13 件	・北海道・東北臓器移植 Co 会議②、全国都道府県臓器移植 Co 会議⑤、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、秋田県脳神経研究会、A 級臓器移植 Co 研修会、全国アイバンク連絡協議会、北海道・東北アイバンク広域連絡協議会
(2) アンケート調査	1 件	・移植医療の県民意識調査

※○数字は回数。

令和5年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和6年4月

公益財団法人 あきた移植医療協会

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流動資産			
現金預金	4,140,074	3,703,163	436,911
定期預金	167,912	104,508	63,404
未収金	0	0	0
前払金	13,610	0	13,610
流動資産合計	4,321,596	3,807,671	513,925
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,272,642	38,012,822	259,820
投資有価証券	99,517,358	99,777,178	△ 259,820
基本財産合計	137,790,000	137,790,000	0
(2) 特定資産			
医療機器購入積立資産	4,449,694	4,001,857	447,837
移植医療推進積立資産	10,000,000	16,000,000	△ 6,000,000
特定資産合計	14,449,694	20,001,857	△ 5,552,163
(3) その他の固定資産			
医療器械	909,677	1,083,419	△ 173,742
什器備品	115,290	137,970	△ 22,680
その他固定資産合計	1,024,967	1,221,389	△ 196,422
(4) 無形固定資産			
ソフトウェア	355,770	419,490	△ 63,720
無形固定資産合計	355,770	419,490	△ 63,720
固定資産合計	153,620,431	159,432,736	△ 5,812,305
資産合計	157,942,027	163,240,407	△ 5,298,380
II 負 債 の 部			
1 流動負債			
未払金	221,199	110,860	110,339
預り金	263,551	154,485	109,066
流動負債合計	484,750	265,345	219,405
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	484,750	265,345	219,405
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	153,620,431	159,432,736	△ 5,812,305
(うち基本財産への充当額)	(137,790,000)	(137,790,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(14,449,694)	(20,001,857)	(△5,552,163)
2 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	157,457,277	162,975,062	△ 5,517,785
負債及び正味財産合計	157,942,027	163,240,407	△ 5,298,380

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	673,604	684,118	△ 10,514
② 特定資産運用益	29	391	△ 362
③ 受取会費	1,401,000	1,450,000	△ 49,000
④ 事業収益	0	450,000	△ 450,000
⑤ 受取補助金等	7,958,535	8,122,851	△ 164,316
県受託金	6,686,941	6,544,292	142,649
日本臓器移植ネット ワーク等	1,271,594	1,578,559	△ 306,965
⑥ 受取寄付金	1,286,840	315,593	971,247
⑦ 基本財産取崩振替額	0	2,000,000	△ 2,000,000
⑧ 特定資産取崩振替額	6,000,000	3,549,550	2,450,450
⑨ 特定資産振替額	260,142	260,142	0
⑩ 雑収益	0	40	△ 40
経常収益計	17,580,150	16,832,685	747,465
(2) 経常費用			
① 事業費	13,688,162	13,652,082	36,080
給料手当	8,819,760	8,428,064	391,696
退職給付費用	168,000	168,000	0
福利厚生費	1,431,204	1,367,516	63,688
会議費	7,073	16,195	△ 9,122
旅費交通費	504,497	555,874	△ 51,377
通信運搬費	450,129	523,333	△ 73,204
減価償却費	260,142	260,142	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	388,820	386,257	2,563
印刷製本費	533,027	636,131	△ 103,104
賃借料	288,129	297,259	△ 9,130
諸謝金	130,000	335,000	△ 205,000
保険料	43,750	43,750	0
支払負担金	135,927	137,452	△ 1,525
租税公課	10,200	38,050	△ 27,850
支払助成金	120,000	110,000	10,000
委託費	382,324	349,059	33,265
雑費	15,180	0	15,180
② 管理費	3,597,468	3,390,073	207,395
役員報酬	119,000	113,000	6,000
給料手当	2,380,645	2,182,195	198,450
福利厚生費	404,005	367,817	36,188
会議費	190	216	△ 26
旅費交通費	0	2,000	△ 2,000
通信運搬費	99,451	189,278	△ 89,827
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	55,358	12,032	43,326
印刷製本費	10,713	37,502	△ 26,789
賃借料	66,613	51,703	14,910
諸謝金	110,000	110,000	0
支払負担金	301,335	302,860	△ 1,525
委託費	0	0	0
雑費	50,158	21,470	28,688
経常費用計	17,285,630	17,042,155	243,475
当期経常増減額	294,520	△ 209,470	503,990
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
特定資産取崩振替額	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
固定資産除却費			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	294,520	△ 209,470	503,990
一般正味財産期首残高	3,542,326	3,751,796	△ 209,470
一般正味財産期首残高修正額	0	0	0
一般正味財産期末残高	3,836,846	3,542,326	294,520
II 指定正味財産増減の部			0
受取寄付金	480,437	530,741	△ 50,304
固定資産除却損	0	0	0
一般正味財産への振替額	6,292,742	5,844,892	447,850
当期指定正味財産増減額	△ 5,812,305	△ 5,314,151	△ 498,154
指定正味財産期首残高	159,432,736	164,746,887	△ 5,314,151
指定正味財産期首残高修正額	0	0	0
指定正味財産期末残高	153,620,431	159,432,736	△ 5,812,305
III 正味財産期末残高	157,457,277	162,975,062	△ 5,517,785